

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和2年（行コ）第190号
事 件 名	消費税及び地方消費税更正処分等取消請求控訴事件
判決年月日	令和3年7月29日
判 示 事 項	消費税法（平成31年法律第6号による改正前のもの）30条2項1号の定める各課税仕入れの区分の判定基準
判 決 要 旨	消費税法（平成31年法律第6号による改正前のもの）30条2項1号の定める各課税仕入れのうち、「課税資産の譲渡等のみ要するもの」とは、当該課税仕入れにつき将来課税売上げを生ずる取引のみが客観的に見込まれている課税仕入れのみをいい、「課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等…にのみ要するもの」とは、当該課税仕入れにつき将来非課税売上げのみを生ずる取引のみが客観的に見込まれている課税仕入れのみをいい、当該課税仕入れにつき将来課税売上げを生ずる取引と非課税売上げを生ずる取引の双方が客観的に見込まれる課税仕入れについては、全て「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に区分される。
事案の概要	不動産の売買等を目的とする株式会社であるX（以下「X社」という。）は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの課税期間ないし平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間（以下「本件各課税期間」という。）において、将来の転売を目的としてマンション84棟（その一部又は全部が住宅として貸し付けられているもの。以下「本件各マンション」という。）を購入した。かかる購入は、消費税法（平成31年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）2条12号に定める課税仕入れに当たるところ（以下、本件各マンションに係る課税仕入れを「本件各課税仕入れ」という。）、X社は、本件各課税期間に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告において、本件各課税仕入れが同法30条2項1号にいう「課税資産の譲渡等のみ要するもの」に区分されるとして、本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を当該課税期間に係る課税標準額に対する消費税額から控除して確定申告を行った。これに対し、処分行政庁は、本件各課税仕入れは、建物の販売（課税資産の譲渡等）のみならず住宅の貸付け（その他の資産の譲渡等）も目的としたものであるから本件各課税仕入れは同号にいう「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に区分すべきものであり、本件各課税仕入れに係る消費税額の一部しか控除することができないとして、

	<p>X社に対し、本件各課税期間に係る消費税等の各更正処分及びこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分をした。 本件は、X社が、上記各処分の取消しを求めた事案である。</p>
訟務月報	68巻3号